

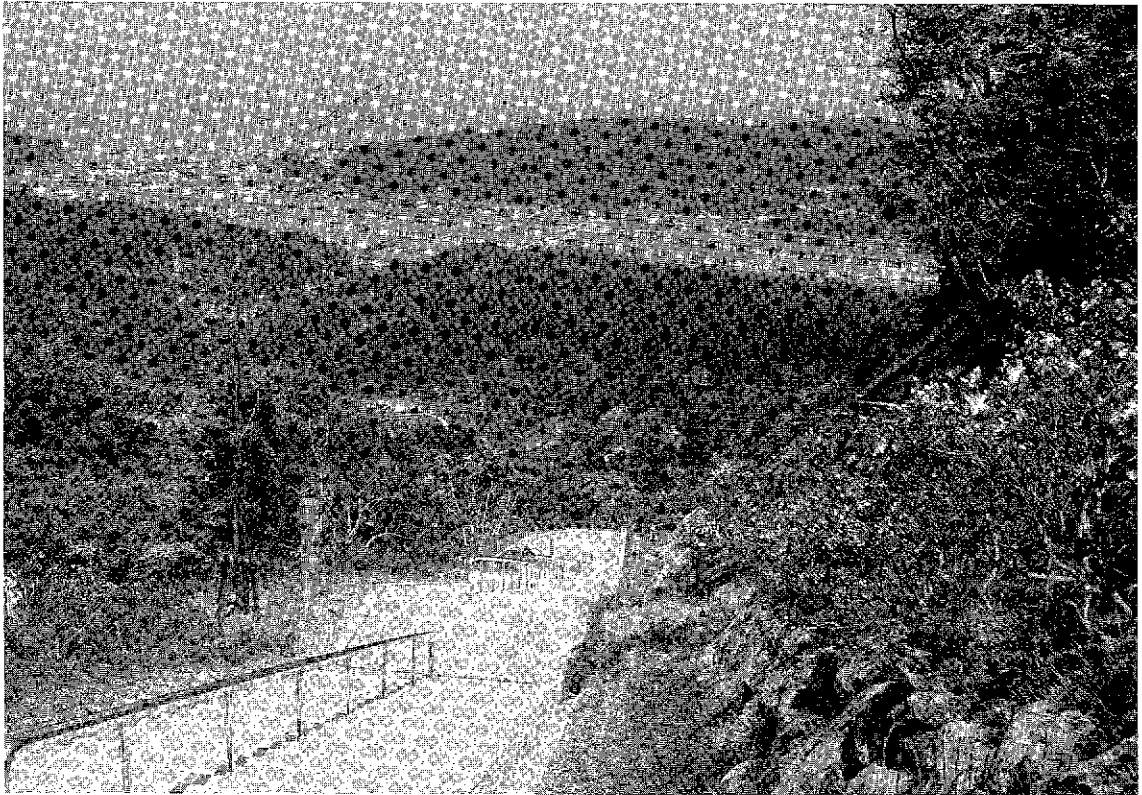
新潟県

平成7年

# 公民館月報

11月  
第513号

## 特集 民間教育産業への公民館援助問題



神道山公園

—能生町—

山頂までの石段は

一〇八八段です。

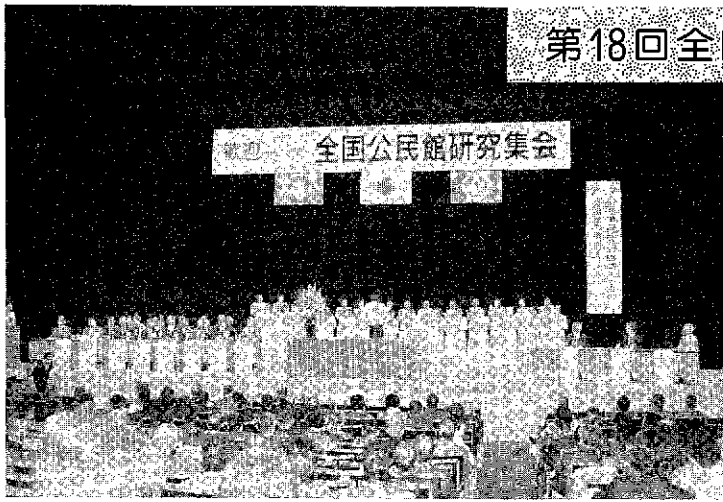
山頂では佐渡ヶ島

能登半島まで

眺めることができます。

（写真・資料提供、能生町公民館）

# 第18回全国公民館研究集会開催



## 関プロ公民館研究大会を併催

# 浮き彫りにした当面の課題

## 吉里会長見解を表明

去る10月19日20日の二日間、群馬県前橋市において、第18回全国公民館研究会兼第36回関東甲信越静公民館研究大会が開催された。全国から三千名を超える参加者により活発な研究討議が展開された。

研究主題を「生涯学習社会の構築をめざした公民館の役割を考える」におき、12分科会に分かれて研究討議がなされたが、とりわけ、社教法23条の取り扱いをめぐる緊急の議題が取り上げられ、活発な論戦が展開された。

このたびの全国公民館研究集会は例年になく研究協議の内容が焦点化されており、鋭角的な深い掘り下げがなされていたことが極めて特徴的な集会だった。ややもすると、研究主題のテーマ倒れに終わりがちな全国集会なのに、また加えて一分科会四百人というマンモス分科会でありながら、焦点化されていたのは見事という外はないと感じた。



桑原光江氏

このことから、全公連会長の吉里邦夫氏が大会第二日目の全体集会の開会挨拶

一つの印象深い内容に、民間営利社会教育事業者と公民館に關わる、社教法二三条に対する文部省見解をめぐって、多くの分科会が取り上げ、活発な論戦が展開されたことも特色と言えよう。

この問題は、すでに本紙でも十月号の三面に「速報」として掲載した朝日新聞記事が、全国の各地で波紋を駆け、混乱を生じつつある現状から、文部省の真意や全公連の対応などが取り上げられたものであった。

撈において、全公連としての統一見解の表明がなされた。(挨拶の概要は特集として4面5面に掲載した。)

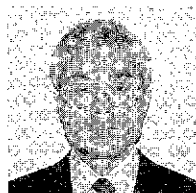
分科会では、第四分科会「職員部会」において、十日町市公

### 第一分科会印象記

## 都市公民館の危機!!

長岡市中央公民館長

小林秀夫



「都市公民館は今、過渡期にある」というのが、分科会に参加した

の感想である。施設建設にあたって、公民館はコミュニティセンター、生涯学習センターへ、管理・運営は財政上の理由から外廓団体に委託する。施設は良くなるが住民との接触がなくなる。このように、公民館の名称、役割が消えつつある。また、生涯学習振興法成立後社会教育法との考え方の整理がなされないうまま、生涯学習委員会を設置し、公民館運営審議会と社会教育委員の三つを持って混乱している都市。これらは、討論の中の事例で

民間利用団体の「ゆずり葉」グループの代表桑原光江氏が基調発表者となり、ミニコミ紙「ゆずり葉」の発行活動を基本ベースにして、公民館職員とゆずり葉グループとの関わりを発表し参加者の心を捉えていた。

あるが、公民館機能が決して崩れるにつぶされ、無くなっていく危機感を持った。

討論の後、助言者から、次のようなまとめがなされた。

公民館関係者が十年、二十年と長い年月積み上げてきた役割がある。それは、市民の場、集団の場、継続学習や相互学習を保障する場、文化創造の場、市民の多様な情報交換の場、市民連帯の場としての公民館と言われている。また、受け付け業務の中に公民館の重要な役割があり、それが原点であると思う。

この話を聞いて、ホッとした。これから、原点にかえって、公民館のあるべき姿を模索していかねければならない。

# 来年度の関プロ大会は

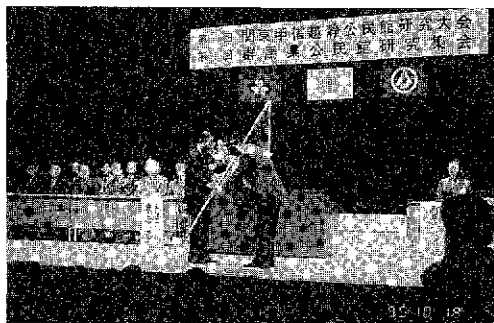
## 鬼怒川温泉で開催

全国公民館研究会の開会に先立って、午前9時から第36回関東甲信越静公民館研究大会が同じ会場の小ホールで開催された。

長年に亘り、関プロ公連の充実振興のために功績のあった、埼玉県及び静岡県の公連会長様に感謝状が贈られた。また、その席上で、来年度の

関プロ公民館研究大会を主管する予定の栃木県公連会長小島茂氏から、来年度の研究大会は鬼怒川温泉で開催する旨のあいさつがあった。全参加者をつの会場に招き、研修・宿泊を共にする予定とのこと。

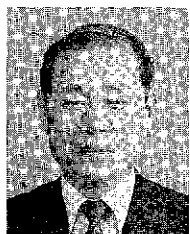
また、群馬県公連会長長米倉忍氏から、小島氏へ公連旗を引き継がれた。



# 視点

「鼻がもろし」の所々に有った「ら」と視点を替えて考えてみると別な新しい考えが出てくる。

一般に、鼻は口の上にあるのが「あたりまえ」と固定した考え方をし、考え方を替えて



## 鼻が口の上に有ること

宮下 俊夫

おおげさに言えば、生物が生きて延びてきたのは口の上に鼻が有ったからである。

このような考え方をすると口の上に鼻が有ることは「あたりまえ」

「鼻がもろし」の所々に有った「ら」と視点を替えて考えてみると別な新しい考えが出てくる。

「鼻がもろし」の所々に有った「ら」と視点を替えて考えてみると別な新しい考えが出てくる。

おおげさに言えば、生物が生きて延びてきたのは口の上に鼻が有ったからである。

このような考え方をすると口の上に鼻が有ることは「あたりまえ」

「鼻がもろし」の所々に有った「ら」と視点を替えて考えてみると別な新しい考えが出てくる。

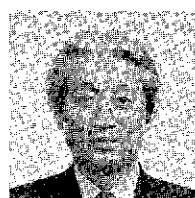
「鼻がもろし」の所々に有った「ら」と視点を替えて考えてみると別な新しい考えが出てくる。

おおげさに言えば、生物が生きて延びてきたのは口の上に鼻が有ったからである。

このような考え方をすると口の上に鼻が有ることは「あたりまえ」

# 生涯学習の地域交流と拠点整備

白 杵 國男



佐渡には、会員数一五五名で佐渡版画村美術館を運営し、作品を常設展示している版画集団がある。

一方、東京には、もくめ会という朝日カルチャーの版画講座で学ぶ六〇人の版画グループがあり、毎年受講者を募集して開設されている。この講座は人気が高くて、希望してもなかなか入会できない学習講座であるという。

今年、両版画グループの企画で交流展を実施し、佐渡で一ヵ月間、目黒区美術館で一週間の会期で作品を展示した。さらに、会員が相互に現地を訪問して交流を深めた。版画の制作活動を通して生涯学習の広域交流である。このように学習を通して地域交流や人と人との交流が活発に展開されることも、これからの生涯学習社会のひとつの方向であるように思う。

小木町では、海の見える小さな美術館として、全国でもめずらしい「日本アマチュア秀作美術館」を常設している。国民文化祭美術部門上位入賞作品やサロン・デ・ボザール展上位入賞作品など、純粋なアマチュア作家による作品を収蔵・展観するものである。併せて、俳優で当美術館の名譽館長でもある森繁久彌氏、文豪の夏目漱石氏、元内閣総理大臣の海部俊樹氏など各界の著名人の作品をも収蔵している。

# ひろば

今年、美術館の拡充が計画されている。作品展示のみの美術館ではなく、住民の生涯学習の場として、施設の機能を発展性のある多機能の施設として整備してはどうであろうか。例えば、町民工房を併設して、工房を拠点に町の人たちの芸術活動を興し、海の見える芸術を楽しまつ町として活動してはどうか。

様々な創作活動が、町の人の生きがいとして活発に展開され、さらに地域交流へと発展していくことを期待している。

(佐渡郡小木町公民館 運営審議会委員)

# 公民館援助問題

# 合会長見解表明

はじめに  
 第十八回全国公民館研究集会における、全公連会長吉里邦夫氏は主催者挨拶の中で、例年の型通りの挨拶から、歩踏み込んで、当面する公民館の問題を三重点に絞り、その対応について、全公連の見解を明らかにしたのが極めて特徴的な挨拶だった。中でも、民間の教育産業に対する公民館の援助問題(社会教育法二十三条の問題)を取り上げられたのは、当然のことながら当面の問題として焦眉の急を要するものであっただけに、適切な対応として参加者から好感を持たれていたもので、その概要を紹介する。

## 一、二ことの起り

事の起こりは、広島県の教育長が文部省に対して、民間教育産業に対する公民館施設利用に関する援助についての疑義を質したものの回答(右面の照会文回答文参照)した内容が九月二十一日付け朝日新聞に掲載された(五面下段の資料)ものから始まる。この新聞発表とともに、日ならずして、各地の公民館現場で文部省の真意をはかりかねたり、全公連の対応が分か

## 二、全公連会長の挨拶要旨

近年は、生涯学習社会の到来とともに、教育(学習)に関して色々な取り組みがなされているのは大変結構なことですが、その一つとして、教育が産業化されているのは、教育そのものが産業的に価値を見いだしていることであり、それなりに結構なことです。ただ、そこで考えなければならぬことは、もし、

生涯学習社会への対応というところが住民(国民)の生涯にわたる「学ぶ権利」に配慮することであるとすれば(例えば、今や都市社会においては学習塾やカルチャーセンターが花盛りの観を呈しているが)全国津々浦々の住民に対して学習ニーズに配慮、学ぶ権利を担保するためには、住民の身近で活動している公民館を以て外にはないものであって、公民館が原点である。公民館は母なる施設であるという認識とプライドを持って一層

## 三、会長の見解表明

住民の学習ニーズに配慮するためには、公的教育だけではなく、いわゆる教育産業の組織的な活動も視野に入れた国の政策が行われつつあることは結構なことであると考える。しかし、最近の一つの問題として、公民館と教育産業との関わりについて一石が投げられて、多少の混乱あるいは大きな混乱が起りつつあるようなので、その点につい

委 生 第15号  
 平成7年9月22日  
 各都道府県教育委員会教育長殿  
 文部省生涯学習局長  
 社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する  
 解釈について(通知)  
 標記のことについて、広島県教育委員会教育長から別紙一のとおり照会があり、別紙二のとおり回答しましたので通知します。

別紙一  
 広教委社 第16号  
 平成7年9月21日  
 文部省生涯学習局長殿  
 広島県教育委員会教育長  
 社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する  
 解釈について(照会)  
 標記に関して疑義がありまので、下記について御教示願います。

記  
 1. 社会教育法第2条の「社会教育法」には、民間の事業者が行う組織的な教育活動(学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く)も含まれると解してよいか。  
 2. 公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者による営利目的の事業にその施設の使用を認めることは、当該事業が社会教育法第20条の目的に合致し、当該事業者の利用内容が同法第22条第7号に規定する「公共的利用」とみなすことできるとともに、当該公民館の行為が同法第23条第1項第1号に規定する「営利事業を援助すること」に該当しない限り、差し支えないと解してよいか。  
 また、この場合において、「営利事業を援助すること」は一般的には「特定の営利事業者に対し、公民館の使用について特に便宜を図り、もつて当該事業者に利益を与え、その営業を助けること」というと解してよいか。

別紙二  
 委 生 第15号  
 平成7年9月22日  
 広島県教育委員会教育長殿  
 文部省生涯学習局長  
 社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する  
 解釈について(回答)  
 平成7年9月21日付け広教委社第16号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記  
 1. について  
 お見込みのとおり。  
 2. について  
 お見込みのとおり。  
 なお、昭和32年2月22日付け法制局 発第8号「憲法第89条に  
 いう教育の事業について」の内容に十分留意する必要がある。

# 特集 民間教育産業への (社)全国公民館連

ての事業に公民館が肩入れすることは法律上からも、公民館の原点からも、してはならないと書いてある。したがって、この関係について混乱があるものと思うが、公民館自身の原点に立ち戻って、営利事業の援助にならないようにしてもらいたいものである。

例えば、一般的に教育産業は相当のお金を取っての事業を行なうわけであるから、もし公民館が関わる場合には、あくまで事業主体が通常の営利事業から離れて、社会教育事業としての体裁を整えたいというように「公民館が判断する」という良識を公民館自身が持たなくてはならない。

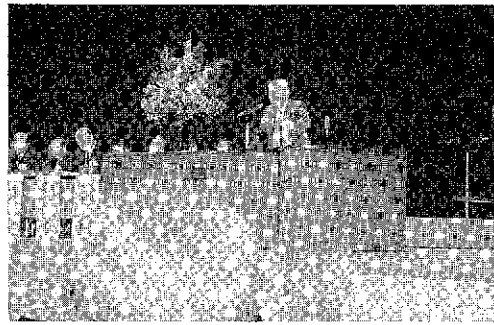
文部省はおそらく、公民館が営利事業を援助してよろしいということを言っている筈が無いと思う。そのへんをよく噛みしめて区分けをして考えてほしいものである、とは言うものの、これからも多少の混乱は起きるであろうが、全公連の見解としては「社会教育法第五条の精神でいく」というふうに考えている。つまり、従前と変わりが無いと考える。

## 四、大会での反響

全国公研集會において、殆ど

の分科会の緊急課題として取り上げられていた。第三分科会(公運審部会)では、社会教育法二十三條の運用に対して、前記の混乱を防ぐためには、地域の実情に即して、館長だけの判断に偏らず、公運審の審議事項として取り組むことが大切であるという指摘がなされていた。

ある公民館長は「館長の最も



恐ろしいのは、議会において叱られることであって、そのため社会教育法二三條問題は波風立たせたくないという思いから、取り扱いに消極的となる、よって、公運審のバックアップが必要」と言っていた。助言者は、そのためにも、「公運審の研修強化が必要とされよう」と力説していた。

本県内の公民館からは、目下

討することも必要になる。

混乱の報告は受けていないが、また、法の運用に違法性はなくとも、公民館運営のカルチャーセンター化に拍車をかけるなど、多くの問題が生じるであろう。

今後の問題状況によっては、県公連としての適切な対応を検討

朝日新聞(九月二十一日号)掲載記事

## カルチャーセンターなど

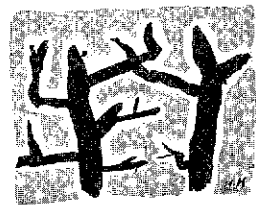
## 公民館を民間解放

「社会教育」と文部省認める

文部省は、個人や民間企業の運営するカルチャーセンターや手芸教室など営利目的の事業についても「社会教育」と認め、各地の公民館を使ってもよい、との見解をまとめた。近く各都道府県に通知する。

社会教育法は「社会教育」について、学校外での主に青少年や成人に対する組織的な教育活動と定義。社会教育の実施者については示されていないが、営利事業は「社会教育には入らない」との見方が自治体では根強く、カルチャーセンターなどは公民館から事実上、締め出されていた。

文部省によると、今回の通知の概要は「社会教育法に基づく社会教育の範囲に民間の営利社会教育事業が含まれる」「営利目的の社会教育事業も、公民館の使用が認められる」の二点。今回の通知で、公民館は、カルチャーセンターやピアノ教室など民間事業にも解放される、と見られる。具体的な使用時間や方法、使用料、使用を認められる事業者の種類や規模については、公民館が判断する。公民館は本館、分館合わせて全国に約二万カ所ある。一方、一九九三年度調査では、カルチャーセンターなど社会教育に関する民間の事業所が約六百あり、約五万の講座を開設、受講者は約二百万人へのほっている。



# 実践記録シリーズ (1)

## 高齢者の「話し合いの核づくり」活動

### 新潟市坂井輪地区公民館

一、はじめに

新潟市坂井輪地区公民館は、人口八万八千余人を抱える巨大地区館である。この地区は、近々二十年來の人口急増地帯のため、ご多分に漏れず、地域連帯意識や住民自治意識の希薄性などからコミュニティづくり多くの課題を抱えている。

ここに紹介する事業は、平成五年六年の二か年連続で厚生省の補助事業として、市高齢者福祉課と連携して進めた事業で、平成七年度も継続実施しているもの。地域連帯や住民の自治意識醸成のために、高齢者の自助・共助の高揚活動に取り組んでいるのが特色である。

坂井輪地区公民館エリアの高齢者人口(六五歳以上人口)平

成四年で九千八百人。このうち八十%が健常者であることに着目して、健常者を対象にした。「高齢者自身の自助体制、地域の相互扶助体制を高め、地域住民一体による福祉の街づくり」を目標に、公民館が積極的に関与し、行政との連携事業として取りくみ成果をあげている。

二、事業の内容

事業の中心は「話し合いの核づくり」にある。その核づくりとして、老人クラブを抛り所とし、自治会からの参画を期待し自分たちで、話し合いの場の設定から、話し合いの内容や方法などを工夫していくものであった。核づくりの先には地域住民の全てが話し合いの輪のなかに参加し、暮らしの課題解決に取り組むことを想定しているものである。

三、取り組みの実際

上図における「高齢者福祉専門部会」がこの事業の頭脳とな

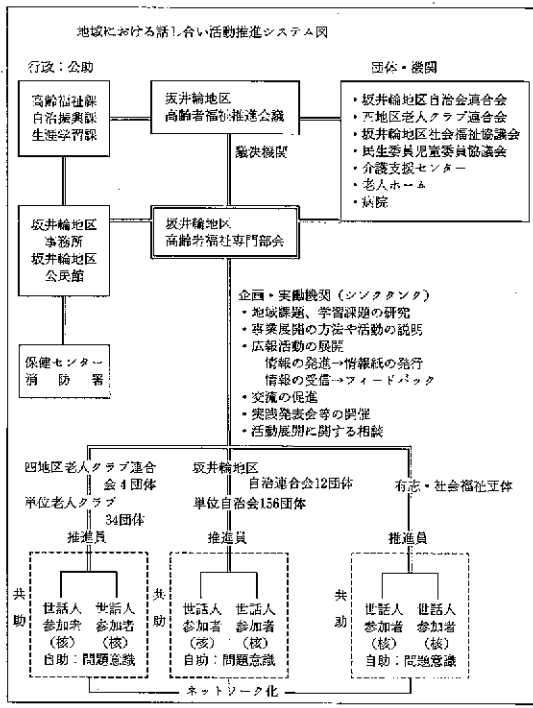
っているもので、その構成メンバーは、公民館利用者、自治会長、老人クラブ会長(4人)地区事務所(行政)と公民館からなっている。また、事業の推進員、世話人などを設ける一方、町内会長(自治会長)の理解と協力を得るため、自治会156団体、自治連合会12団体に趣旨の説明や理解と協力を得ることに力を入れている。

高齢者世代にとっては、発言なれをしていないこと、集団での話し合いに慣れていないこと、地域のことに関心を広めようとすることに不慣れなことがネックになって「話し合い活動」が停滞ぎみなため、「話し合いの運営の仕方」「司会者の役割」などについてのマニュアルを作成し、説明会を持ちつつ、研修と交流・交換を深め「核づくり」を進めている。

四、話し合い活動の展開

当初「話し合いだけで人が集まるだろうか」「病弱な人が参加した場合、面倒を見られるか」と言った疑問の声があがったが、実践部会からの助言により「話し合い」にプラスαすることにより、各話し合い集団は運営に工夫を凝らして活動が継続されている。

この活動の結果、今までに言葉



の人達と、言葉をお互いに交わすようになったり、互いに家を訪ねあつたりと人間関係の深まりが見られ、お互いの消息を意識するようになった。

また、話し合いの中から自分たちで出来ることは自分たちでしなければならぬという「自助」の考えと、互いに見つめ合い助け合おうという「共助」の気持ちが生じた。

さらには、高齢化していく当地域の課題の洗い出しや地域内の福祉施設への関心の高まり、施設と地域とのつながりを求める動きが出てきた。

五、おわりに

活動集団がそれぞれ独立して地域で活動しているため、専門部会としては、活動状況の把握が困難であり、定期的な情報交換会の開催が必要である。

専門部会からの情報は届けられるが、活動団体からの情報・相談のルートを開き2ウェイの情報ルートを確認する必要がある。

活動運営に活用できる情報を提供したり、「話し合い活動」の内容を紹介するための情報紙を発行する。

これらのことが今後の事業展開のための課題となっている。

(K)

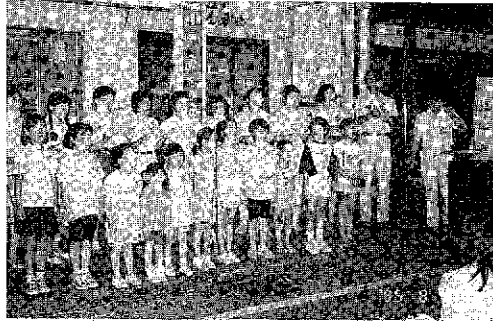


# サークル交流

### 「地域に根付く活動を展開」 新井市サークル「たけのこ」

私たちのうたごえサークル「たけのこ」は、一九八二年に声楽家の今村肇、福田由美子さんを迎えての「うたごえの夕べinあらい」をきっかけに誕生しました。

雪深い新井の土地にふさわしく、細くても根を張ってスクスク伸びる「根曲がり竹」のようにと命名された「たけのこ」は、現在十三人の会員で子どもたちも入れると二十人のアットホームな雰囲気のあるサークルです。



例会は、土曜日の午後です。

子どもたちどうしのつながりもでき、「…ちゃん来ているといいなあ」と楽しみに参加し、子守をしながら一緒に歌えるサークルになってきました。

毎年「新井市民芸能フェスティバル」に出演、今年から「ふれあいミニコンサート」の出演団体にも登録し、出張コンサートの依頼も多く、活動も地域に根付いてきました。今後は、運営委員会の中で、サークル員一人一人の持ち味を生かしながら楽しい企画を取り入れていきたいと思っています。

(サークル「たけのこ」)

清水登貴子 (記)

### 歌の心を知りハーモニを求めて

#### 安塚町女性コーラス「コスモス」

私達の町は「雪のふる里安塚」です。今コスモスがともきれいに咲いています。白やピンクのコスモスが声を出しているのです。ハーモニを求めて私達女性コーラス「コスモス」は、今から四年前、歌の好きな女性二〇名が集まり、自主的に作ったサークルです。その後町文化協会に所属し、月三回四回町



民会館で練習をしています。

はじめは、しろうとばかりなので、コーラスといっても楽譜とにらめっこの日々、どこを歌っているのかわからず……といった私達でした。

女ざかりで、仕事、家事、子育て等々、忙しくとびまわっているのになかなか練習日に人数が集まらず、個人レッスンに近い？日もあります。そこは当たってくださる!! 現在は久比岐野合唱祭、町芸能祭、頸城村ほのぼのコンサートなどに参加しています。「歌は心の窓」歌えば新しい世界が見えて来ます。誰もがうたえる歌、一緒に口づさみながら歩み続けます。

(安塚町文化協会コーラス)  
代表 池田多加子 (記)

### 新発田市公民館 主宰

#### 中野修一 氏

今年四月、東京からUターンし市職員に採用され、公民館に配属された優秀な若者です。デスクが窓口が一番近く、来館者の対応に出ています。元気な声での対応は来館者に好評で、窓口も明るくなりました。初対面の来館者はビックリしていましたが、今では御指名を受けて仕事を外の話にも花を咲かせている明るい独身



男性です。

担当の「青春ひろば」では、今年の新発田まつりパレードには「大怪獣ガメラ」を制作。約一ヶ月、彼女とのデートを返上し、ひたすらガメラと格闘しました。(瀕死の重傷!)

公民館職員の宿命とも言える土・日曜事業のため、休日返上の忙しさの合間に浮かぶ面影は? 最近、高齢者学級・市民茶会・秋の趣味の展示会など、事業を終るたびに満足そうな顔に逞しさが感じられます。

(新発田市公民館 館長補佐 磯部孝史 (記))

## 素顔拝見

### 出雲崎町中央公民館 主宰

#### 桜井宣雄 氏

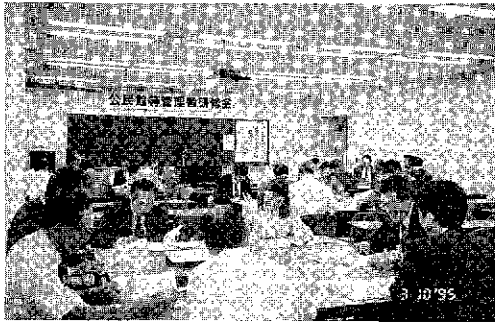
おーいのおお君!。体育館の事務室をのぞいても彼が机の前にいることは少ない。社会体育担当の彼は、年間三七ものスポーツ大会・教室をこなし、施設の管理もするタフガイです。



まわっていることでしょう。中学校のときから野球部に入っていたので、役場チームでも強肩の四番バッターとして活躍しています。

新規採用で公民館勤務となり、社会体育を担当して三年目の今年、念願? だった社会教育主事講習の受講を新潟大学で終えたばかりで、この文章が掲載されるころはレポートからも開放され、スッキリした顔で、またスポーツウェア姿で走り

ただ今、ガールフレンド募集中です……世話役…… (出雲崎町教育委員会 Y・T 記)



# ネットワーク

## 公民館等管理者研修終る

### 「女性の社会参加と公民館」を主題に

十月三日(火)、公民館等管理者研修会が、県立生涯学習推進センター主催で同センターの大研修室を会場に開催された。

この研修会は、当県公運も共催で開催しているもので、募集人員五十人のところ参加者五十人と百パーセント参加と期待されているものである。なお、本年は女性管理者五名が参加し、うち三名が公民館長というのが特色と言えよう。当県公民館会界にも女性館長が年一

年と多くなっているのが今日的な社会の変化であろう。

研修内容は、主題は、「公民館運営上の諸問題とその解決策」であったが、特に「女性の社会参加」という今日的な課題に視点を置いた研究討議であった。

前段は六班に分かれての小集団討議、後段全体会での発表という形式でなされ、活発な話し合

#### 惠贈資料紹介

#### 平和への証言

### その時わたしは

#### 大井田賢老大学 刊

十日町市中条地区公民館大井田分館(分館長内藤延三九)では、高齢者学級「大井田賢老大学」の学生によるレポート集が『平和への証言、その時わたしは』と題して刊行した。A5判324頁からなる大冊である。

この冊子は、終戦五十年を迎えた節目の年を記念すべく、長い戦争の時代を生きた辛酸の思い出と、いま生きていくことの幸せを書き記したものである。八十人近い学級生一人ひとり自慢話や苦勞話、生死の境を

いがなされていた。発表の中から具体的な対策として二つばかり特徴的なものが指摘されていたので紹介する。

- ・女性の社会進出の第一は、職場進出である。特に若い子育て中の女性のために、公民館は保育施設の整備と保育ボランティアの制度化が必要。
- ・第二は女性の地位向上のため

に役立つ公民館運営にするため、公運審委員に女性を積極的に登用して、女性の立場から公民館活性化の答申を得ることが大切である。

なお、研究討議終了後は、文部省生涯学習局社会教育官荒谷信子氏の「女性と生涯学習」と題する講義を聞き、現在の女性の社会参加に対する現状や問題点を拝聴して、公民館の対応について啓発させられた。



づくりに緊張感がわき、風邪を引いている暇もなかってえー。まあ結構な冬だったのぉー」と、春さき八十歳を越えたTさんは曲がった腰を伸ばし伸ばし、困り外しをしてしている私に、分厚い原稿を届けてくださいました。(以下略)とユーモラスに記している。さらには、原稿を寄せられた学級生の顔写真を乗せる配慮など、大井田賢老大学の編集委員の諸氏の努力や、中条地区公民館及び大井田分館関係者の心の通った配慮が読み取れる冊子である。

そのさまを、分館長の内藤延三九氏は巻頭の言葉として次のようにのべている。「いやあ！今年はずっと原稿

のような高齢者学級による冊子を刊行しているところがあると聞かれるので交換交流をお薦めしたい。

#### あとがき

◆文化祭・公民館祭のシーズンがまだ続いていることかと思えます。ご苦勞様です。これを機会に、住民と公民館とのより固い絆ができるものと思います。次は年度のしめくくり事業。健康にご留意ください。

◆全国公研集に本県から四十名が参加。しかし現地会場ではほとんどお逢いできず残念でした。せつかくの宿泊研修という得難い機会を活用しての情報交換すらできなかったのが何として残念でした。

来年度以降は、さらに充実した研修の機会とするよう事務局で工夫するつもりです。(上)

発行所 新潟県公民館連合会

〒951

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【TEL・FAX (025) 224-6073】

発行人 会長 細川 仁

編集人 事務局長 上村 捨二郎

【定価1部150円 年共1,800円】